

証券コード 7191

2024年6月5日

(電子提供措置の開始日2024年5月28日)

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地

**株式会社イントラスト**

代表取締役社長 桑 原 豊

## 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

下記の当社ウェブサイト「アクセスの上、「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイト「アクセスの上、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、



**なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年6月20日（木曜日）午後6時（営業時間終了時）までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。**

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご

入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年6月21日（金曜日）午後1時00分（受付開始午後0時30分）
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第19期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 取締役6名選任の件
  - 第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様には、法令及び当社定款第15条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。したがって、ご送付している書面の項番、参照頁は電子提供措置事項と同一となっておりますのでご了承ください。
- ◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使の方法について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権をご行使いただくことができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権の行使期限は2024年6月20日(木曜日)午後6時となっております。行使期限内に当社(株主名簿管理人)に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使ください。
- (3) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コード及びパスワード(株主様が変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

#### [ご注意]

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】  
フリーダイヤル 0120-768-524 (年末年始を除く 9:00~21:00)

#### (ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

# 事業報告

(2023年4月1日から  
2024年3月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当社は、2023年4月1日付で株式会社プレミアライフを株式取得により子会社化し、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。以下の事業の経過及びその成果につきましては、比較有用性の観点から当連結会計年度（第19期）の連結経営成績と前事業年度（第18期）の個別経営成績との増減比較を表示しておりますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

当連結会計年度の経営成績は、次の表のとおりです。

区 分	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	対前期増減率
売 上 高	6,491,803千円	8,971,530千円	38.2%
保 証 事 業	4,943,044千円	7,733,583千円	56.5%
ソリューション事業	1,548,759千円	1,237,947千円	△20.1%
営 業 利 益	1,627,024千円	2,073,971千円	27.5%
経 常 利 益	1,625,168千円	2,070,607千円	27.4%
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	1,005,065千円	1,227,182千円	22.1%

(注) 前事業年度の数値は単体数値を記載しております。また、前事業年度の「親会社株主に帰属する当期純利益」は「当期純利益」を記載しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善する中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されております。一方、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっており、為替の影響によるエネルギー価格の高騰等による物価高や、金融資本市場の変動等の影響に注意が必要な状況にあります。

当社グループの関連業界である住宅関連業界においては、賃貸住宅の新設着工戸数は、コロナ禍による落ち込みからの回復基調が続いておりましたが、足元、若干の調整局面にあります。

このような事業環境のもと、当社グループはこれまで培ってきた家賃債務保証のノウハウを活かし、家賃債務保証を含む様々な分野における独自のサービスの開発・提案・販売に取り組んでまいりました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、ソリューション事業においては、新規契約における保証契約への切替の影響により減収となったものの、保証事業

においては、ソリューションサービスからの切替や新規契約数の増加、並びに家賃債務保証事業を展開する株式会社プレミアライフの子会社化により、新規保証料及び更新保証料ともに大幅に増加し、増収に寄与しました。

この結果、保証事業の売上高は、7,733,583千円（前期比56.5%増）、ソリューション事業の売上高は、1,237,947千円（前期比20.1%減）となり、売上高合計で8,971,530千円（前期比38.2%増）となりました。

営業利益に関しましては、保証事業の増収に伴い管理会社への業務委託手数料、家賃決済に係る手数料及び貸倒費用の増加等があったものの、その他の費用増加を一定水準に抑制できたことにより、2,073,971千円（前期比27.5%増）となりました。

経常利益は2,070,607千円（前期比27.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,227,182千円（前期比22.1%増）となり、売上、利益ともに過去最高を更新いたしました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は、95,250千円となりました。その主な内訳は、浜松ソリューションセンター増床及び本社改装に伴う内装設備及び機器等49,647千円、基幹業務システム開発17,500千円、その他家賃債務保証のシステム改修等のソフトウェア20,416千円等であります。

## 3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

2023年4月1日付で株式会社プレミアライフの株式を取得し子会社といたしました。

## 8. 財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期 (当連結会計年度)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高	—	—	—	8,971,530千円
経 常 利 益	—	—	—	2,070,607千円
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	1,227,182千円
1株当たり当期純利益	—	—	—	54円88銭
総 資 産	—	—	—	9,653,433千円
純 資 産	—	—	—	6,105,746千円
1株当たり純資産額	—	—	—	272円25銭

- (注) 1. 第19期(当連結会計年度)より連結計算書類を作成しておりますので、第18期以前の各数値は記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。

### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第16期	第17期	第18期	第19期(当期)
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで	2021年4月1日から 2022年3月31日まで	2022年4月1日から 2023年3月31日まで	2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売 上 高	4,203,625千円	4,943,697千円	6,491,803千円	8,550,721千円
経 常 利 益	1,153,556千円	1,179,861千円	1,625,168千円	2,147,659千円
当 期 純 利 益	760,808千円	779,777千円	1,005,065千円	1,314,025千円
1株当たり当期純利益	34円07銭	34円88銭	44円95銭	58円77銭
総 資 産	5,544,756千円	6,325,670千円	7,975,732千円	9,483,914千円
純 資 産	3,933,664千円	4,454,478千円	5,209,838千円	6,192,589千円
1株当たり純資産額	175円94銭	198円93銭	232円53銭	276円14銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 9. 対処すべき課題

当社グループは、お客様に三つの価値(喜び、安心、信頼)を提供することを経営姿勢として掲げ、総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を通じて、お客様をはじめステークホルダーの皆様から常に頼りにされる

企業を目指してまいりました。

このような経営姿勢のもと、保証スキームでサービスと流通の活性化を実現することをミッションに、保証事業及びソリューション事業の成長に邁進してまいります。具体的には、家賃債務保証に関連する事業拡大を推し進めるとともに、医療未収金や未払養育費などの社会的な問題の解決の一助となるよう、様々な分野において当社グループ独自のサービスを展開して行きたいと考えております。そこで、これらの方針を実現し、安定的に継続して事業を拡大するために、今後も以下の課題に取り組んでまいります。

### (1) 保証事業の成長

家賃債務保証については、積極的な新規取引先の開拓を継続するとともに、居住用、事業用及び駐車場用など保証対象の拡充により、お客様のニーズに柔軟に対応した新たな商品の開発・販売を促進してまいります。また、保証契約の増加に伴い、より重要となる回収体制についても、引き続き十分な体制の維持とさらなる強化を図ってまいります。

当連結会計年度より子会社となった株式会社プレミアライフに関しては、審査の厳格化、債権管理の徹底により、早期の黒字化を目指します。

医療費用保証及び介護費用保証については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も落ち着きを見せたことに伴い、営業活動をより活発化させ、市場の開拓を一層進めてまいります。

また、総合保証サービス会社として、新たな保証商品の開発にも力を入れてまいります。

### (2) ソリューション事業の拡販

ソリューション事業においては、堅調な成長を実現するために、以下の方針のもと取り組んでまいります。

家賃保証関連の業務受託サービスについては、DXを推進し、審査、未入金案内、債権管理などのオペレーションにおいて効率と品質を追求するとともに、金融機関との協業なども視野に入れ、サービスの提案活動を積極的に行うことで、収益の拡大を図る方針であります。

また、保険契約に関する業務支援サービスである保険デスクサービスについては、少額短期保険と家賃債務保証とのセット商品の開発など、引き続き新規取引先の獲得を進めるとともに、さらなる業務の効率化を推し進めてまいります。

### (3) 人材の採用及び育成

当社グループがお客様をはじめ、各パートナー企業から信頼していただき、頼りにされる企業となるために、優秀な人材を継続的に採用し、育成していくこと

が必要と考えております。

採用活動においては、即戦力となる人材の確保を目的とした中途採用と、中長期的な企業価値の向上を見据えた新卒採用をバランスよく行うことで、全社員が新たなことに挑戦し、活躍できる環境を目指していきたいと考えております。

また、採用した社員が当社グループの成長に継続的に寄与するため、組織力の向上を目的とした研修制度の拡充を図っていく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

Prestige International (S) Pte Ltd.及び株式会社プレステージ・インターナショナルは当社の親会社に該当します。Prestige International (S) Pte Ltd.は、株式会社プレステージ・インターナショナルの完全子会社であり、当社の株式12,707,594株（議決権比率 56.8%）を保有しております。また、株式会社プレステージ・インターナショナルと当社は役員の兼任のほか、業務の委託等の取引関係があります。

### (2) 子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社プレミアライフ	30,000千円	100%	保証事業

## 11. 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループは総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を展開しております。

### (1) 保証事業

家賃債務保証、介護費用保証、医療費用保証、養育費保証

### (2) ソリューション事業

C&O（コンサル&オペレーション）サービス、Doc-onサービス、保険デスクサービス

## 12. 主要な営業所（2024年3月31日現在）

### (1) 当社

本 社	東京都千代田区	福 岡 オ フ ィ ス	福岡市博多区
東京本社一番町ANNEX	東京都千代田区	富 山 オ フ ィ ス	富山県射水市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪市中央区	仙 台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
秋 田 オ フ ィ ス	秋田県秋田市	浜松ソリューションセンター	浜松市中央区

### (2) 子会社

株式会社プレミアライフ	東京都千代田区
-------------	---------

## 13. 従業員の状況（2024年3月31日現在）

### (1) 企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
177名	—

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数77名（平均雇用人員）は含んでおりません。  
2. 第19期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

### (2) 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
159名	9名増	37.5歳	4.4年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、他社への出向者及び臨時雇用者数76名（平均雇用人員）は含んでおりません。

## 14. 主要な借入先（2024年3月31日現在）

該当事項はありません。

## 15. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 22,359,964株 (自己株式158株を除く)
3. 株主数 6,147名

### 4. 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
Prestige International (S) Pte Ltd.	12,707,594 <sup>株</sup>	56.83 <sup>%</sup>
桑原 豊	820,728	3.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	727,800	3.25
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	611,300	2.73
株式会社桑原トラスト	500,000	2.24
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	453,500	2.03
JPモルガン証券株式会社	334,813	1.50
株式会社トリニティジャパン	334,000	1.49
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	302,800	1.35
榊原 三郎	288,000	1.29

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等

##### 第4回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき55,000円
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき100円（1株当たり1円）
- (3) 新株予約権の行使条件 新株予約権の割り当てを受けたものは、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。  
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
- (4) 新株予約権の行使期間 2021年8月4日～2051年8月3日
- (5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	102個	普通株式 10,200株	4人

##### 第5回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき54,400円
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき100円（1株当たり1円）
- (3) 新株予約権の行使条件 新株予約権の割り当てを受けたものは、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。  
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
- (4) 新株予約権の行使期間 2022年8月5日～2052年8月4日
- (5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	89個	普通株式 8,900株	4人

## 第6回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき90,200円
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき100円（1株当たり1円）
- (3) 新株予約権の行使条件 新株予約権の割り当てを受けたものは、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。  
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
- (4) 新株予約権の行使期間 2023年8月8日～2053年8月7日
- (5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	86個	普通株式 8,600株	4人

## 2. 当事業年度中に使用人等に対し交付した新株予約権等

該当事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑原 豊	執行役員人材開発室長
取締役	太田 博之	執行役員総務部長
取締役	竹内 祐博	執行役員
取締役	川島 俊忠	執行役員人事部長兼法務部長
取締役	玉上 進一	株式会社プレステージ・インターナショナル 代表取締役社長執行役員グループCEO
取締役	山中 正竹	一般財団法人全日本野球協会 代表理事会長
取締役	松山 哲人	NANO MRNA株式会社 監査役
取締役	網野 麻理	株式会社プライムコム 代表取締役
常勤監査役	佐藤 智之	
監査役	吉田 範夫	株式会社プレステージ・インターナショナル 監査役
監査役	坂田 美穂子 (弁護士職務上の氏名 大澤 美穂子)	クラス東京法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏並びに監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏、松山哲人氏、網野麻理氏及び坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも法令に規定される最低責任限度額としております。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役及び監査役等の地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用並びに取締役、監査役等に対してなされた損害賠償請求により当該損害を会社が補償する場合の当該補償について保険契約により填補することと

しております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

但し、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

#### 4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

##### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

株主総会にて報酬総額の範囲を決議し、その範囲内において、取締役の報酬については、以下の方針に基づき決定することを、取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもとに取締役会において決定するものとし、固定報酬に合わせて業績連動報酬を導入いたしております。

業績連動報酬は、当社の成長を最も端的に表していると考えられる営業利益を指標とし、予想営業利益を5%以上超過し、且つ前期比10%以上の増益となった場合に、固定報酬額の1か月相当を上限に、一定の係数を乗じた額を賞与として支給するものとしております。

また、取締役（社外取締役を除く）は、固定報酬として決定された報酬の一部を非金銭報酬（ストック・オプションとしての新株予約権）として受け取ることを選択できるものとしております。

当社はストックを積み上げ強固な利益体質の確立及び各保証サービスを拡大展開させ持続的な成長を実現することを目指しており、報酬についても、短期的な利益の増減のみを報酬に反映させるのではなく、継続的な利益の積み上げを目指しております。そこで、ベースは固定報酬とした上で、短期及び中長期の株主利益との連動を実現するため、短期的な業績連動報酬として賞与制度を採用し、中長期的な視点で株式報酬としてストック・オプション制度を導入することといたしました。また、業績への影響を一定考慮し、株式報酬については、固定報酬額の枠内における任意選択制といたしております。

なお、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に従うものであると

判断しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2018年6月22日開催の第13期定時株主総会において、年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会後の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

上記報酬等のほか、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会後の取締役の員数は6名（社外取締役を除く）です。

監査役の報酬の額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会後の監査役の員数は4名です。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもとに取締役会において決定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の種類別の総額 (千円)		報酬等の 総額 (千円)	報酬等の総額 のうち非金銭 報酬(千円)	対象となる 役員の員数 (人)
	基本報酬	業績連動報酬			
取締役 (うち社外取締役)	93,837 (8,200)	3,363 (-)	97,200 (8,200)	7,757 (-)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	13,139 (10,439)	—	13,139 (10,439)	—	3 (2)

(注) 1. 非金銭報酬は、ストック・オプションとして付与した新株予約権であり、決定した報酬総額を現金報酬額とストックオプションに配分できる制度を採用しております。制度の概要は、前記「(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであります。なお、非金銭報酬額は当事業年度中の費用計上額であります。当該ストック・オプションの内容については、前記「Ⅲ.会社の新株予約権等に関する事項」に記載のとおりであります。

2. 業績連動報酬として、取締役に対して賞与を支給しております。当該業績連動報酬の業績指標の内容、当該業績指標を選定した理由及び算定方法等に関しましては、前記「(1)取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」を参照ください。

なお、算定に用いた第18期営業利益等は下記のとおりであります。

営業利益実績	予想営業利益 超過率	前期増減率
1,627,024千円	12.2%	37.4%

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	山 中 正 竹	一般財団法人全日本野球協会 代表理事会長	記載すべき関係はありません。
取締役	松 山 哲 人	NANO MRNA株式会社 監査役	記載すべき関係はありません。
取締役	網 野 麻 理	株式会社プライムコム 代表取締役	記載すべき関係はありません。
監査役	佐 藤 智 之	重要な兼職はありません。	—
監査役	坂 田 美穂子	クラス東京法律事務所 代表弁護士	記載すべき関係はありません。

### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき関係はありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

#### ① 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主 な 活 動 状 況
取締役	山 中 正 竹	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松 山 哲 人	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	網 野 麻 理	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐 藤 智 之	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、証券会社での勤務経験より、経営の適法性・効率性を維持するために必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には15回中15回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。
監査役	坂 田 美穂子	当事業年度に開催された取締役会には13回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には15回中15回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及び様々な業務経験による幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけることを期待し、松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任し、経営に関する幅広い経験と見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化を期待いたしております。また、網野麻理氏は、他の会社における社長などの豊富な知見と経験を有し、女性の社会進出やリーダーシップ発揮の場をサポートする活動を実践されており、当該経験と知見を活かし、取締役会等での発言を通じて当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけることを期待いたしております。それぞれ、取締役会において当該視点から必要な発言をいただくなど適切な役割を果たしていただいております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	19,500
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか否かについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

行動規範に基づきコンプライアンス規程を制定し、取締役及び使用人の職務執行が法令・定款等を遵守することを徹底するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスク及びコンプライアンス全般に関する事項について評価・検討を行うことにより、内部統制の構築及び維持向上を図るものとする。併せて、代表取締役直属の組織として内部監査室を設け、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について、定期的な監査を実施し、その結果を常勤監査役と連携するとともに、代表取締役に報告するものとする。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づき、総務部を主管部署として、適切に保存及び管理するものとする。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程を制定し、当社の損失の最小化を図る体制を構築・運用するものとする。また、代表取締役を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会において、リスクを評価するとともに、リスクの回避及び軽減策等のリスク管理体制の評価を実施するものとする。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役の業務執行の効率化を実現するため、組織、業務分掌、職務権限等を定めた各種規程を定めるものとする。また、定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催し、迅速な意思決定が行える体制を構築するものとする。

#### ⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の行動規範のみならず、親会社であるプレステージ・インターナショナルグループの行動規範に準拠するものとする。また、子会社を含めたグループ

会社の内部統制の有効性及び妥当性を確保するため、グループ会社管理規程を制定し、必要な体制を整備するものとする。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が職務を補助する使用人を置くことを求めた場合、要請に応じて監査役の業務補助のための使用人を置くこととし、その人事については、監査役と協議の上、決定するものとする。

- ⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役からの指示の実効性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人への指揮命令は監査役が行うものとし、人事異動・評価等を行う場合には、予め監査役と協議し、監査役の意見を重視することとする。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制並びに監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又はその事実を発見した場合、役員が法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときは、直ちに監査役に直接報告を行うものとする。また監査役監査規程に基づき、監査役に対する報告事項について実効的かつ機動的な報告がなされるよう、社内体制の整備を行い、監査役に対しての報告体制を確立するものとする。さらに、監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため、内部通報制度においては、通報者に対する不利益な取扱いを禁止するものとする。

- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が監査の実施のために生じた費用を請求するときは、監査役の求めに応じて適切に処理するものとする。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性及び適正性を確保するため、また金融商品取引法に基づく適切な内部統制報告書を提出するために必要な体制の整備及び運用を行い、その有効性を定期的に評価し、必要な是正を行っていくものとする。

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
  - ① 当社は、反社会的勢力に対して取引を含む一切の関係を遮断することを基本方針とし、これらの実効性を確保するため「反社会的勢力対策規程」を整備するとともに、顧問弁護士や警察等外部の専門機関と適宜連携しながら、反社会的勢力による経営活動への関与や反社会的勢力からの被害を防止するための対応を行うものとする。
  - ② 反社会的勢力による不当な要求に対しては法務部を対応部署とし、社内外の関係部署と情報の収集及び情報の共有を図り対処を行うものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 定時取締役会を毎月1回、また臨時取締役会を必要に応じて開催しております。取締役会の開催に際しては、事前に資料を共有する方法により、取締役会における意思決定と監督の実効性及び効率性を確保しております。
- ② 監査役は、監査計画に基づき監査を行うとともに、代表取締役及び他の取締役と意見交換を実施しております。また、内部監査室及び会計監査人と定期的に協議を行い、監査内容について意見交換を行っております。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、各部署の監査を実施しており、監査の結果は、その都度、代表取締役に文書で報告されております。
- ④ リスク・コンプライアンス委員会を定期的で開催し、リスク管理及びコンプライアンスに関する事項の確認を実施しております。また、内部通報制度を設け、その結果をリスク・コンプライアンス委員会において報告しております。

## 2. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

### 3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

配当性向に関しましては、2021年5月公表の中期経営計画において、配当性向を30%から40%の範囲とする方針を掲げ、基本方針を踏まえた配当政策を実施してまいりました。また、2024年5月に公表いたしました2025年3月期からの中期経営計画では、配当性向を40%から60%の範囲としたうえで、最終年度である2027年3月期の配当性向について、60%を目標とすることを掲げております。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、1株につき普通配当を9.0円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき9.0円を2023年12月4日に実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき18.0円（連結配当性向32.8%）となり、8期連続の増配を達成することができました。

また、内部留保資金につきましては、財務体質のさらなる強化及び事業拡大のため、サービスの開発、品質の向上のために有効活用していきたいと考えております。

なお、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

---

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,438,761</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,393,028</b>
現金及び預金	5,663,252	買掛金	65,677
売掛金	211,076	未払法人税等	579,024
立替金	3,824,979	前受収益	1,978,836
その他	474,556	賞与引当金	67,027
貸倒引当金	△1,735,104	保証履行引当金	477,670
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,214,671</b>	その他の	224,792
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>160,488</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>154,658</b>
建物	124,499	資産除去債務	71,946
その他	35,988	その他	82,711
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>222,925</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,547,686</b>
のれん	31,667	純 資 産 の 部	
その他	191,258	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,043,851</b>
<b>投 資 其 他 の 資 産</b>	<b>831,257</b>	資本金	1,045,155
投資有価証券	510,983	資本剰余金	831,723
繰延税金資産	66,694	利益剰余金	4,167,100
その他	253,579	自己株式	△127
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>43,685</b>
		その他有価証券評価差額金	43,685
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>18,208</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,105,746</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,653,433</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>9,653,433</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		8,971,530
売 上 原 価		4,594,420
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,377,109</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,303,138
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,073,971</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	58	
有 価 証 券 利 息	3,069	
受 取 配 当 金	1,969	
そ の 他	570	5,667
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4,195	
固 定 資 産 除 却 損	4,362	
そ の 他	474	9,031
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,070,607</b>
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	131	131
<b>税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,070,739</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	863,620	
法 人 税 等 調 整 額	△20,064	843,556
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,227,182</b>
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,227,182

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2023年4月1日 期首残高	1,045,155	831,723	3,297,677	△127	5,174,428
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△357,759		△357,759
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,227,182		1,227,182
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	869,423	—	869,423
2024年3月31日 期末残高	1,045,155	831,723	4,167,100	△127	6,043,851

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2023年4月1日 期首残高	24,958	24,958	10,451	5,209,838
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△357,759
親会社株主に 帰属する当期純利益				1,227,182
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)	18,727	18,727	7,757	26,484
連結会計年度中の変動額合計	18,727	18,727	7,757	895,908
2024年3月31日 期末残高	43,685	43,685	18,208	6,105,746

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記
  - (1) 連結の範囲に関する事項
    - ・ 連結子会社の数 1社
    - ・ 連結子会社の名称 株式会社プレミアライフ当連結会計年度より、株式会社プレミアライフを株式取得により子会社化したため、連結の範囲に含めております。
  - (2) 持分法の適用に関する事項  
該当事項はありません。
  - (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項  
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
  - (4) 会計方針に関する事項
    - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
      - イ. 有価証券  
その他有価証券  
市場価格のない株式等以外のもの  
時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)
      - 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法  
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)  
組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。
    - ② 重要な減価償却資産の減価償却方法
      - イ. 有形固定資産 …… 主として定率法を採用しております。  
(リース資産を除く) 但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	3～20年

- . 無形固定資産 …… 定額法を採用しております。  
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 …… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して、必要と見込まれる金額を計上しております。
- . 賞与引当金 …… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ハ. 保証履行引当金 …… 家賃保証等の保証履行による損失に備えるため、当連結会計年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

イ. 保証サービス

保証サービスにおいては、主に家賃債務保証、医療費用保証、介護費用保証、養育費保証を提供しております。これらは保証期間にわたって収益を認識する方法によっております。

□. ソリューションサービス

ソリューションサービスにおいては、主に保証サービスに関連する審査、未入金案内、債権管理支援といったサービスを提供しております。これらは、主に月次単位でのサービス提供時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、5年間で均等償却しております。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### (1) 立替債権に対する貸倒引当金の見積り計上

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金	1,735,104千円
-------	-------------

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

立替債権のうち、一定の滞納月数を超過しておらず、回収不能となる兆候が個別に見られない立替債権については、一般債権等として、直近1年間の退去時における未回収実績割合を基礎として算出した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。

一定の滞納月数を超過、その支払能力が低下したと判断される場合及び任意退去した場合には、貸倒懸念債権等特定の債権として、個別に立替残高から回収可能見込額を控除した回収不能見込額に基づき貸倒引当金を計上しております。立替債権の回収可能見込額を見積る際には、貸倒懸念債権等特定の債権に対する過去3年間の回収実績の平均額に個別の保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を加味して算出しております。

見積られた回収不能見込額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、貸倒引当金を追加で計上する可能性があること判断される場合もあります。

#### (2) 保証履行引当金の見積り計上

##### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

保証履行引当金	477,670千円
---------	-----------

##### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

保証履行引当金は、保証契約に定める保証限度額の範囲における追加的な立替の発生や費用発生の見込額に基づき保証履行による将来の予想損失額を計上しております。保証履行による追加の立替見込額及び費用発生見込額を見積る際には、保証委託者の状況、過去の一定期間における回収実績及び保証終了時の立替累積月数の実績並びに弁護士費用や強制執行に要する追加費用の発生実績に基づき算出しております。

見積られた予想損失額に関して、保証委託者の状況や経済環境の変化等の追加情報を評価する結果、保証履行引当金を追加で計上する可能性があること判断される場合もあります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 113,121千円

(2) 保証債務

家賃保証等に係る保証極度相当額 590,983,206千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	22,360,122株	—	—	22,360,122株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	156,519	7.00	2023年 3月31日	2023年 6月6日
2023年 10月27日 取締役会	普通株式	利益剰余金	201,239	9.00	2023年 9月30日	2023年 12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 5月10日 取締役会	普通株式	利益剰余金	201,239	9.00	2024年 3月31日	2024年 6月6日

(3) 新株予約権等に関する事項

	第4回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	10,200株
新株予約権の残高	102個

	第5回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	8,900株
新株予約権の残高	89個

	第6回新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	8,600株
新株予約権の残高	86個

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金の大部分は自己資金で賄われておりますが、必要に応じて、金融機関からの借入れにより資金調達を行う方針であります。また、資金運用については、基本的には短期的な預金等により、投融資を行う場合には経理規程に基づき適切な承認を得たのち、実行することとしております。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び立替金は、顧客及び取引先等の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は株式及び余資運用の債券等であり、主に市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、その全てが1年以内の支払期日であり、支払期日に支払いを実行できないリスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

売掛金については、販売管理規程に従い、取引先毎に取引開始時における与信調査、期日管理及び残高管理を継続的に行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

立替金については、保証審査規程を整備し、保証委託契約締結時に審査部門において審査を行っております。また、発生した立替金については、債権管理規程に従い、早期回収を図るとともに法的手続きによる信用コストの抑制に努めております。

## □ 市場リスクの管理

投資有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものについては、四半期毎に時価を把握し、市場価格のない株式等については、定期的に発行体の財務状況等を把握するとともに、保有による採算性等を每期精査し、債券については、市況、発行体の信用情報などを勘案し、必要に応じて保有状況の見直しを行っております。

## ハ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日(当連結会計年度末日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	482,974	482,974	—
資産計	482,974	482,974	—

(\*1) 「現金及び預金」「売掛金」「立替金」「買掛金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額
非上場株式	3,739

(\*3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は24,269千円であります。

(\*4) 債務保証契約については、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローを算定し、代位弁済に係る回収不能見込額を控除した残額を、現在価値に割り引いたものを時価としております。なお、当連結会計年度の債務保証契約の時価は1,754,341千円であります。

## (注1) 金銭債権の連結会計年度末日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年内	1年超5年内	5年超10年内	10年超
現金及び預金	5,663,252	—	—	—
売掛金	211,076	—	—	—
立替金	3,824,979	—	—	—
合計	9,699,309	—	—	—

## (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## ① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	188,564	—	—	188,564
社債	—	294,410	—	294,410
合計	188,564	294,410	—	482,974

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明  
投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

#### 債務保証契約

レベル3の時価として、契約上の保証料の将来キャッシュ・フローを算定し、代位弁済発生率及び回収率を基に算出した代位弁済に係る回収不能見込額を控除した残額を、現在価値に割り引いたものを公正価値としております。

### 7. 収益認識に関する注記

#### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、総合保証サービス事業の単一セグメントであるため、サービス別に記載しております。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	総合保証サービス	計	
サービス別			
保証サービス	533,000	533,000	533,000
ソリューションサービス	1,237,947	1,237,947	1,237,947
顧客との契約から生じる収益	1,770,947	1,770,947	1,770,947
その他の収益			
保証サービス	7,200,583	7,200,583	7,200,583
外部顧客への売上高	8,971,530	8,971,530	8,971,530

#### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

##### ① 保証サービス

保証サービスにおいて、主として顧客に対して、家賃債務保証、医療費用保証、介護費用保証、養育費保証並びに保証事務及び収納代行サービス等を提供しております。

顧客との契約から生じる収益を構成する保証サービスは、保証事務及び収納代行サービス等であり、サービス提供時点において収益を認識しております。なお、当該対価は、保証委託契約に従い、概ねサービス提供月に受領しております。

② ソリューションサービス

ソリューションサービスにおいて、主として保証サービスに関連する審査、未入金案内、債権管理支援といったサービスを提供しております。

当該ソリューションサービスは、サービス提供時点において収益を認識いたしております。

なお、ソリューションサービスに関する取引の対価は、契約条件に従い、概ねサービス提供後、1か月以内に受領しております。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当該連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	金額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	221,584
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	211,076
契約負債（期首残高）	—
契約負債（期末残高）	—

② 残存履行義務に配分した取引価格

該当事項はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 272円25銭  
(2) 1株当たり当期純利益金額 54円88銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 10. その他の注記

### (企業結合の注記)

#### (1) 取引の概要

- ① 結合当時企業の名称及びその事業の内容  
結合当時企業の名称：株式会社プレミアライフ  
事業の内容：家賃債務保証

- ② 企業結合日  
2023年4月1日

- ③ 企業結合の法的形式  
現金を対価とする株式取得

- ④ 結合後企業の名称  
変更はありません。

- ⑤ その他取引の概要に関する事項

株式会社プレミアライフは、当社と同様に、株式会社プレステージ・インターナショナルの連結子会社として、家賃債務保証事業を中心に事業を展開しております。

当社が比較的中規模以上の管理会社をターゲットとしているのに対して、株式会社プレミアライフは、中小規模の管理会社をメインのターゲットとしている違いがあり、両社は、対象とするマーケットにおいて補完関係にあります。また、同じ家賃債務保証事業を展開しているため、営業協力並びに債権回収や契約管理等において、ノウハウや経営資源の共有化が図りやすいと考えております。本取引により、株式会社プレミアライフの売上及び利益創出効果が期待できることに加え、当社の債権管理、契約管理等のノウハウの共有による更なる経営効率の向上が期待できるとの判断により、当社は、2023年4月1日付で、当社の親会社である株式会社プレステージ・インターナショナルから株式会社プレミアライフの株式を100%取得し、同社を連結子会社化いたしました。

#### (2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>8,309,462</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,146,727</b>
現 金 及 び 預 金	5,512,496	買 掛 金	65,325
売 掛 金	211,129	未 払 金	184,389
立 替 金	3,549,675	未 払 費 用	918
前 払 費 用	436,581	未 払 法 人 税 等	566,107
そ の 他 の 流 動 資 産	24,253	前 受 金	1,194
貸 倒 引 当 金	△1,424,674	預 り 金	18,483
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,174,452</b>	前 受 収 益	1,817,036
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>158,402</b>	賞 与 引 当 金	61,496
建 物	123,670	保 証 履 行 引 当 金	421,502
工 具、器 具 及 び 備 品	34,731	そ の 他 の 流 動 負 債	10,272
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>191,258</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>144,597</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	182,164	資 産 除 去 債 務	71,946
そ の 他	9,093	そ の 他 の 固 定 負 債	72,651
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>824,791</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>3,291,324</b>
投 資 有 価 証 券	510,983	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	0	<b>株 主 資 本</b>	<b>6,130,694</b>
長 期 前 払 費 用	27,563	資 本 金	1,045,155
繰 延 税 金 資 産	61,663	資 本 剰 余 金	831,723
そ の 他 投 資 等	224,581	資 本 準 備 金	831,723
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,253,943</b>
		そ の 他 利 益 剰 余 金	4,253,943
		繰 越 利 益 剰 余 金	4,253,943
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△127</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	43,685
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	43,685
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>18,208</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>6,192,589</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>9,483,914</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>9,483,914</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2023年 4 月 1 日)  
(至 2024年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		8,550,721
売 上 原 価		4,418,894
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>4,131,827</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,985,422
<b>営 業 利 益</b>		<b>2,146,404</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	57	
有 価 証 券 利 息	3,069	
受 取 配 当 金	1,969	
雑 収 入	570	5,666
営 業 外 費 用		
投 資 事 業 組 合 運 用 損	4,195	
固 定 資 産 除 却 損	215	4,410
<b>経 常 利 益</b>		<b>2,147,659</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>2,147,659</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	848,650	
法 人 税 等 調 整 額	△15,016	833,634
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>1,314,025</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(自 2023年4月1日)  
(至 2024年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
2023年4月1日 期首残高	1,045,155	831,723	831,723	3,297,677	3,297,677	△127	5,174,428
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△357,759	△357,759		△357,759
当期純利益				1,314,025	1,314,025		1,314,025
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	956,266	956,266	—	956,266
2024年3月31日 期末残高	1,045,155	831,723	831,723	4,253,943	4,253,943	△127	6,130,694

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2023年4月1日 期首残高	24,958	24,958	10,451	5,209,838
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△357,759
当期純利益				1,314,025
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	18,727	18,727	7,757	26,484
事業年度中の変動額合計	18,727	18,727	7,757	982,751
2024年3月31日 期末残高	43,685	43,685	18,208	6,192,589

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

### 2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

#### (2) 固定資産の減価償却方法

##### ① 有形固定資産 …………… 主として定率法を採用しております。

(リース資産を除く)

但し、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

工具、器具及び備品 3～20年

##### ② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

(リース資産を除く)

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3～5年)に基づいております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して、必要と見込まれる金額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 保証履行引当金 …………… 家賃保証等の保証履行による損失に備えるため、当事業年度末における将来の損失発生見込額を計上しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

- ① 保証サービス  
保証サービスにおいては、主に家賃債務保証、医療費用保証、介護費用保証、養育費保証を提供しております。これらは保証期間にわたって収益を認識する方法によっております。
- ② ソリューションサービス  
ソリューションサービスにおいては、主に保証サービスに関連する審査、未入金案内、債権管理支援といったサービスを提供しております。これらは、主に月次単位でのサービス提供時点で履行義務が充足されるものと判断しており、当該時点で収益を認識しております。

## 3. 表示方法の変更

### (貸借対照表)

前事業年度において、「流動負債」に計上していた「契約負債」は、明瞭性を高め、実態をより適切に表示させるため、当事業年度より「前受収益」として表示しております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 立替債権に対する貸倒引当金の見積り計上

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額  
貸倒引当金 1,424,674千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報  
連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記 (1) 立替債権に対する貸倒引当金の見積り計上に記載した内容と同一であります。

(2) 保証履行引当金の見積り計上

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

保証履行引当金 421,502千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表3. 会計上の見積りに関する注記 (2) 保証履行引当金の見積り計上に記載した内容と同一であります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権 4,851千円

短期金銭債務 2,740千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 111,502千円

(3) 保証債務

家賃保証等に係る保証極度相当額 565,535,403千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引高 58,414千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普通株式	158株	—	—	158株

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

#### (繰延税金資産)

貸倒引当金	436,235
保証履行引当金	129,064
資産除去債務	22,030
賞与引当金	18,830
未払事業税	30,410
その他	22,925
繰延税金資産小計	659,495
評価性引当額	△567,706
繰延税金資産合計	91,789

#### (繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△19,280
資産除去債務に対応する除去費用	△10,845
繰延税金負債合計	△30,125
繰延税金資産純額	61,663

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調整)	
住民税均等割	0.5
評価性引当額の増減	9.1
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
その他	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.8

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	276円14銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	58円77銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 イントラスト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社イントラストの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イントラスト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 イントラスト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由 良 知 久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉 持 直 樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントラストの2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2023年度監査役監査計画（基本方針、当年度重点監査項目、職務分担、年間監査活動計画等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び2023年度監査役監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要書類を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所に関して、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

株式会社イントラスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐藤 智之 ㊟

監査役 吉田 範夫 ㊟

社外監査役 坂田 美穂子 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役6名選任の件

現任の取締役全員（8名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、迅速な意思決定を行うため、2名減員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	くわ ばら ゆたか 桑 原 豊 (1958年10月21日)	1981年4月 INA保険会社（現Chubb損害保険株式会社）入社 1990年1月 チューリッヒ保険会社日本支社入社営業部長 1999年8月 株式会社エム・ファースト代表取締役 2006年3月 当社設立代表取締役 2011年2月 当社取締役 2013年5月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2020年1月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長 2020年4月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員債権管理部長 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長 2022年8月 当社代表取締役社長執行役員 2023年9月 当社代表取締役社長執行役員人材開発室長（現任）	820,728株
2	おお た ひろ ゆき 太 田 博 之 (1974年8月3日)	1999年10月 中央監査法人（みずす監査法人に名称変更後解散）入所 2007年12月 株式会社ジークホールディングス入社経理部長 2014年10月 当社入社 2015年1月 当社財務経理部長 2015年4月 当社取締役執行役員財務経理部長 2019年4月 当社取締役執行役員経営管理部長 2022年12月 当社取締役執行役員経営管理部長兼審査部長 2023年4月 当社取締役執行役員 2024年1月 当社取締役執行役員総務部長 2024年4月 当社取締役執行役員（現任）	28,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	たま がみ しん いち 玉 上 進 一 (1955年11月26日)	1976年4月 光伸株式会社入社 1986年10月 株式会社プレステージ・インターナショナル入 社 1989年2月 同社代表取締役副社長 1995年6月 同社代表取締役 2007年10月 同社代表取締役兼代表執行役員 2010年2月 当社取締役 2010年7月 株式会社プレステージ・インターナショナル代 表取締役 2013年5月 当社代表取締役 2014年4月 株式会社プレステージ・インターナショナル代 表取締役兼社長執行役員海外事業本部長 2015年4月 当社取締役 (現任) 2017年4月 株式会社プレステージ・インターナショナル代 表取締役兼社長執行役員 2019年4月 同社代表取締役 2022年7月 同社代表取締役社長執行役員グループCEO (現 任)	41,800株
4	やま なか まさ たけ 山 中 正 竹 (1947年4月24日)	1970年4月 住友金属工業株式会社 (現日本製鉄株式会社) 入社 1999年4月 法政大学工学部教授 2003年4月 株式会社横浜ベイスターズ (現株式会社横浜 DeNAベイスターズ) 取締役 2010年4月 法政大学特任教授 2015年6月 一般財団法人全日本野球協会理事 2015年10月 当社取締役 (現任) 2017年5月 一般財団法人全日本野球協会業務執行理事 副 会長 2018年5月 同協会代表理事 会長 (現任) 2023年4月 国立大学法人山梨大学経営協議会委員 (現任)	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
5	まつ やま てつ ひと 松 山 哲 人 (1962年7月3日)	1986年4月 三菱商事株式会社入社 1997年6月 MCF Financial Services Ltd.出向 2001年3月 三菱商事証券株式会社(現三菱UFJオルタナティブインベストメンツ株式会社) 出向 2002年9月 ナノテック・パートナーズ株式会社代表取締役 2003年5月 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月 株式会社CSK-IS執行役員 2010年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 2012年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニッポーメディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月 ナノキャリア株式会社(現NANO MRNA株式会社) 入社 2015年6月 同社取締役CFO兼社長室長 2018年6月 当社取締役(現任) 2018年7月 ナノキャリア株式会社(現NANO MRNA株式会社) 取締役CSFO兼社長室長 2019年11月 同社代表取締役社長CEO 2022年12月 同社取締役 2023年1月 同社取締役副会長 2023年6月 同社監査役(現任)	100株
6	あみの まり 網 野 麻 理 (1972年11月7日)	1993年4月 株式会社ジェーシービー入社 2009年4月 NPO法人J-Win出向 2013年7月 株式会社プライムコム代表取締役(現任) 2018年8月 一般社団法人働きやすさ推進協会理事(現任) 2021年6月 当社取締役(現任)	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、玉上進一氏は当社の親会社である株式会社プレステージ・インターナショナルの代表取締役であり、当社は同社と業務の委託等の取引関係があります。また、株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレステージ・コアソリューション、株式会社プレミアロタス・ネットワーク、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー)の代表取締役を兼務しております。
2. 玉上進一氏は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のほか、過去10年間に株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレステージ・コアソリューション、株式会社プレステージ・グローバルソリューション、株式会社プレミアロタス・ネットワーク、株式会社プレミア・ケア、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー、Prestige International USA, Inc.、Prestige International U. K. Ltd.、Prestige International Australia Pty. Ltd.、PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., Ltd.)の代表取締役を兼務していたことがあります。
3. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏は社外取締役候補者であります。
5. 山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及び様々な業務経験による幅広い見識を有しております。当該経験と見識を活かし、取締役会等での発言を通じてコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけると判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただくことを期待しております。
6. 松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任されており、経営に関する幅広い経験と見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から、当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化が期待できるものと判断し、社外取締役候補者としております。

7. 網野麻理氏は、他の会社における社長などの豊富な知見と経験を持ち、女性の社会進出やリーダーシップ発揮の場をサポートする活動を実践されております。当該経験と知見を活かし、取締役会等での発言を通じて当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には、当該経験や知見に基づき当社の経営に対する助言や提案を通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に寄与いただくことを期待しております。
8. 山中正竹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、8年9ヶ月であります。
9. 松山哲人氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、6年であります。
10. 網野麻理氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、3年であります。
11. 当社と山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
12. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
13. 当社は山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
14. 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	企業経営	組織・人財マネジメント	営業・戦略	財務・会計	法務・リスクマネジメント	ガバナンス	サステナビリティ
桑原 豊	○	○	○			○	○
太田博之				○		○	
玉上進一	○	○	○			○	○
山中正竹		○					○
松山哲人	○	○	○	○			○
網野麻理		○					○

(注) 法務・リスクマネジメントに該当役員がおりませんが、当社は執行役員制を導入しており、管掌の執行役員を配置するとともに、法務部を設置し専門的な対応可能な体制を整備致しております。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏の2名は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	佐藤 智之 (1954年4月21日)	1978年4月 八千代証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 2002年6月 国際証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）本店営業部長 2003年6月 三菱証券株式会社（現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）執行役員本店営業部長 2004年4月 同社執行役員 2005年6月 国際投信投資顧問株式会社（現三菱UFJ国際投信株式会社）常勤監査役 2009年6月 同社常勤顧問 2014年10月 当社常勤監査役（現任）	一株
2	坂田 美穂子 (弁護士職務上の 氏名：大澤美穂子) (1975年10月8日)	2005年10月 第二東京弁護士会に弁護士登録 クレオール日比谷法律事務所 2011年4月 中央大学法学部兼任講師 2012年12月 クラス銀座法律事務所（現クラス東京法律事務所）代表（現任） 2015年10月 当社監査役（現任） 2022年4月 株式会社リビングハウス監査役（現任） 2022年10月 日本フードデリバリー株式会社（現株式会社くらめし）監査役（現任）	一株

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、いづれも特別の利害関係はありません。
2. 佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は社外監査役候補者であります。
3. 佐藤智之氏は、証券業界における長期の職務経験並びに監査役としての豊富な経験を有しており、客観的立場から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。
4. 坂田美穂子氏は、弁護士として法務に関する専門的かつ広範な知識及び豊富な経験を有しており、専門的見地から適切な監査を実施いただけるものと判断し、社外監査役候補者としております。なお、同氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 佐藤智之氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、9年9ヶ月であります。
6. 坂田美穂子氏の社外監査役の在任期間は、本総会終結の時をもって、8年9ヶ月であります。
7. 当社と坂田美穂子氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
8. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

9. 当社は佐藤智之氏及び坂田美穂子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区隼町1番1号

ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」

TEL 03-3288-0111



交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩2分

東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩7分

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。